

領事メルマガ（休館日のご案内他について）8月3日号

<<今号の内容>>

- 1 8月の休館日は、8月9日(月)
9月の休館日は、9月20日(月)、23日(木)
- 2 次回領事出張サービスは、10月16日(土)、チューリッヒ日本人学校
- 3 出生届と母子手帳
- 4 在外選挙人名簿登録はお済みですか？

- 1 8月、9月の休館日
8月 9日(月) 山の日振替休日
9月20日(月) 敬老の日
9月23日(木) 秋分の日

その他の平日は通常通り開館し、領事窓口は午前9時～11時30分まで、午後2時～4時30分までとなっており、予約制を継続しています。

2 次回領事出張サービス

10月16日(土) 10:00-12:00, 13:00-15:00 (実施時間は変更する場合があります)、チューリッヒ日本人学校にて開催いたします。出張サービスの申し込み受付は9月30日(木)大使館必着ですので、申し込み期限をお間違えないようお願いいたします。

詳しくはこちらをご覧ください。

https://www.ch.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryojisvc.html

今後の領事出張サービスについては、引き続きスイス連邦政府の感染予防措置や国内の状況を見ながら、在留邦人の皆様にご案内いたします。

3 (1) 出生届

お子様がお生まれになりましたら、出生の日から3ヶ月以内に大使館へ出生届をご

提出ください。

お子様の出生手続きをスイスの役場でなされても、日本の戸籍においてもお子様の出生記載をする必要があり、日本国内と同様に出生の届出をしていただく必要があります。届け出先は、日本大使館又は本籍地役場になります。

お子様のご両親に外国籍があり、出生により外国の国籍をも取得した場合（いいかえれば、出生により日本と外国の重国籍となる場合）は、3ヶ月以内に出生届とともに日本の国籍を留保する意思を表示（出生届の「日本国籍を留保する」欄に署名・押印する）しなければ、出生の日にさかのぼって、日本国籍を失うこととなりますので、ご注意ください。

なお、現在、新型コロナウイルス感染症へのスイス政府の各種措置のため、スイスへの出生届手続きに時間がかかる場合もありますが、日本国籍留保は、必ず、3ヶ月以内に届け出を提出する必要がありますので、まずは、大使館へご相談ください。

（2）母子手帳

一般社団法人親子健康手帳普及協会より提供を受け、日本大使館において海外居住の邦人の皆様にお届けしていた母子健康手帳につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響等に鑑み、感染拡大防止及びデジタル化推進の観点から、PDFダウンロード形式でのご案内に変更することとなったと連絡がありました。

なお、在スイス日本国大使館では、母子手帳（冊子）の在庫が僅かにございます。現在、母子手帳をお持ちでない日本国籍を有する妊婦及びお子様がいる方で、同手帳の配布をご希望される方は、当館領事班までご連絡ください。

母子手帳は厚生労働省のホームページよりPDFでダウンロードが可能（無償）となっておりますので、詳しくはこちらをご覧ください。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ghp/page3_000780.html （外務省よりご案内）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-hoken/kenkou-04.html （厚労省ダウンロード）

4 （1）在外選挙人名簿登録のご案内

2021年は、衆議院議員総選挙が実施されます。

海外からの投票には、事前に在外選挙人名簿登録が必要です。登録には3ヶ月程度かかる場合があります。申請手続きの準備ができましたら大使館領事窓口、または領事出張サービス会場で登録の申請をお願いします。

詳しくはこちらをご覧ください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html>

(2) 在外選挙郵便等投票のご案内

また、在外選挙人名簿に登録すると「郵便等投票」の方法で国政選挙に投票することができます。

詳しくはこちらをご覧ください

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/vote.html>

現在新型コロナウイルス感染症のため、郵便に遅延がでているようですので、郵便投票をお考えの場合は、早めに投票用紙を請求してください。

【配信の希望及び解除】

メールマガジンの配信、解除又はメールアドレスの変更を希望の方は、[こちら](https://www.maimz.emb-japan.go.jp/maimz/menu?emb=ch) (<https://www.maimz.emb-japan.go.jp/maimz/menu?emb=ch>) から手続きをお願いいたします。(転出届を出された方へも、解除しない限り配信されます。)

在スイス日本国大使館

領事班

Embassy of Japan

Consular Section

Postfach 3000 Bern 9

Tel. 031 300 2222

Fax 031 300 2256

consularsection@br.mofa.go.jp

https://www.ch.emb-japan.go.jp/jp_home.htm

<https://www.facebook.com/JapaneseEmbassyBern>